

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：奈良県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.1%
全職員	82.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	90.3%
本庁課長補佐相当職	92.2%
本庁係長相当職	94.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.1%
31～35年	92.8%
26～30年	89.4%
21～25年	86.9%
16～20年	85.6%
11～15年	85.8%
6～10年	89.8%
1～5年	93.4%

【説明欄】

- ・ 警視及び警視相当職以下の職員を算定の対象としています。
- ・ 給与を日割支給された職員については勤務日数に応じて、育児部分休業や短時間勤務の職員については勤務時間に応じて、人数を換算しています。
- ・ 役職段階別集計のうち、本庁部局長・次長相当職については該当する職員がいないため記載していません。本庁課長相当職については警視・警視相当職を、本庁補佐課長相当職については警部・警部相当職を、本庁係長相当職については警部補・警部補相当職を表しています。
- ・ 国の機関等からの出向者については、当該機関における勤続年数を通算しています。
- ・ 扶養手当や住居手当、単身赴任手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性が受給している場合が多く、全受給者のうち扶養手当は97.0%、住居手当は80.1%、単身赴任手当は100%が男性であるため、男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・ 超過勤務時間は男性の方が長く、一人当たりの超過勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は76.6%となっているため、男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。